

健康保険が使えない範囲

健康保険が使えない範囲

次のような場合は、窓口で保険証を提示しても保険診療とはなりません。医療費の全額が自己負担となります。

- 健康診断
- 人間ドック
- 予防注射
- 正常な妊娠・分娩
- 歯列矯正
- 軽度のわきがやしみ
- 美容整形
- 経済上の理由による妊娠中絶 など

けんかや泥酔、犯罪による傷病について国保の給付が制限されることがあります。また、お勤め（パートなどを含む）をしている人の仕事や通勤途上における傷病は労災保険の対象です。

問い合わせ先 西宮市役所国民健康保険課 0798-35-3120

注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。